

「日常生活自立支援事業」 「成年後見制度」

を利用するため

こんなことで困ったときに…

電話料金を払ったつもりでいたのに、
延滞料金の請求が届いているわ。
最近、通帳もよく無くしてしまう…。



施設を出て一人暮らしを始める
予定だけど、アパートの契約は
どうしたらいいのかな？
「障害者総合支援法」っていうのが
あるらしいけど、
よくわからないなあ…。

日中、留守番している母が
訪問販売でよくわからぬうちに
着物や布団を買わされてしまう。
今日も新しい請求書が…。



今は自分でアパートの
管理をしているけど、
将来も自分一人で
できるか心配。
もしものときは
弁護士さんにお願いしたい…。

1 こんな時には、この制度を!!

●日常生活の判断に不安がある

本人の判断能力の状況

判断能力あり

利用する制度

困りごとの内容

利用の例と範囲

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

- 福祉サービスの利用など日常生活についての心配ごと、困りごと相談
- 日常的な生活費の管理



ついつい支払を忘れてしまって…

成年後見制度

法定後見 「補助」「保佐」「後見」

- 身上保護
施設入所契約、医療契約
介護契約 など



アパートの入居契約をしたいけど、自分ではできない

- 財産管理
不動産の処分
遺産分割
売買契約の締結
など



これ以上悪質な訪問販売の被害にあわないために

任意後見

- 将來の判断能力低下に備えて



将来は弁護士にアパート管理をたのみたい

公正証書遺言

- 亡き後の財産について



息子や娘たちには、遺産のことで争ってほしくない

・任意後見契約

・公正証書遺言作成

- 買い物ができる
- 契約行為も概ねできるが不安がある

- 買い物ができる
- 重要な契約行為はできない

不十分

著しく不十分

欠ける

死亡

生活支援員が定期的に訪問して支払い状況を確認します。



「補 助」

成年後見人等が代理人としてアパートの入居契約を行います。



代理権



取消権

成年後見人等

成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。



高額な布団や着物を購入しても、成年後見人等が取消すことができます。

「保 佐」

「後 見」

・任意後見開始（任意後見監督人選任）

自分でアパートの管理ができなくなった時は、任意後見人が代わりに管理します。



任意後見人

公正証書遺言を作成して、希望を叶えます



・遺言発効

2 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい場合…

「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。

相談は、

北海道地域福祉生活支援センター
および
各市区町村社会福祉協議会

○サービス内容

①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い



生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。

②日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い



生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

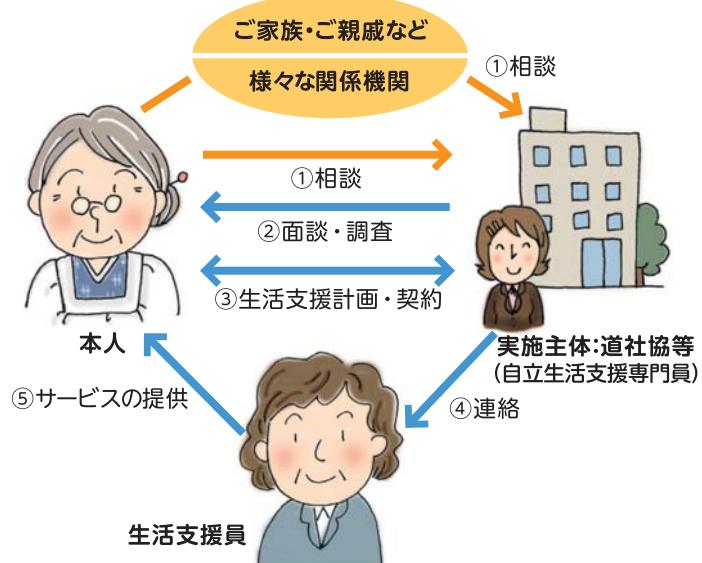
③書類等の預かり

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり



金融機関の貸金庫でお預かりします。

○サービスのしくみ



○利用するには○

北海道地域福祉生活支援センターおよび各市区町村社会福祉協議会に相談してください。相談は無料です。

相談を受けた「自立生活支援専門員」が訪問して、ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。

契約後は、生活支援計画に基づいて、各市町村ごとに登録されている「生活支援員」がサービスを提供します。

○利用料金○

○1回(1時間程度)の利用：**利用料金1,200円+生活支援員の交通費実費**

(生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。)

○書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合：**貸金庫利用料金の実費**

○利用できる方○

高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方が対象で、以下のような方が利用できます。

☑ 日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

○本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力(具体的な援助内容の理解力)が必要です。

○判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

☑ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

○「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。

○主に認知症の症状のある(物忘れを含む)高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず利用できます。

☑「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

○現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。

○在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。

3 成年後見制度

精神上の障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようとする制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。

3-1

法定後見

すでに判断能力がない、あるいは不十分なために、
契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合は…

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度
「後見」	日常的な買い物も自分でできない 日常的な事柄（家族の名前、自分の住所）が分からない 植物状態にあるなど
「保佐」	日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産行為（不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証）は自分でできない。
「補助」	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される。（本人のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）

相談・申立ては、

本人の住所地を管轄する
家庭裁判所

家庭裁判所が類型に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して、本人を保護します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

○本人を保護する方法

（成年後見人等に与えられる法的な権限）

■同意権・取消権

後見人等の同意なしに、本人の法律行為を取消（無効）にする権限

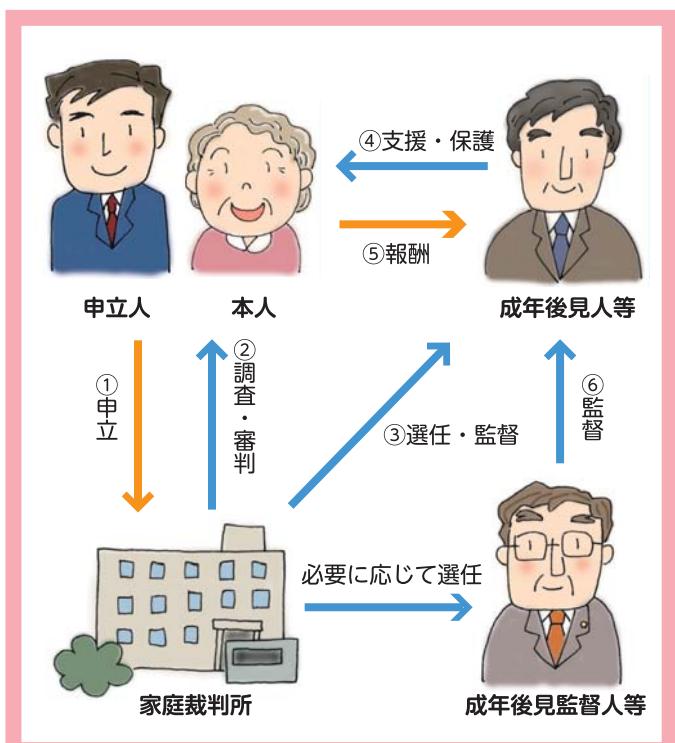
例) 本人が、成年後見人の同意無く行った、100万円の布団の購入を取消す

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消すことができません。

■代理権

後見人等が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限

例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。



○利用するには○

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立てを受けると、家庭裁判所の調査官が本人の生活状況を調査します。「後見」と「保佐」類型の場合は、原則として医師による鑑定を行います。調査や鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等が選任されると、法定後見が開始されます。家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する「**家事手続案内**」を行っています。

○申立てできる方○

「**本人や配偶者、四親等内の親族など**」が申立てできます。

本人に判断能力が無く、親族もいない場合などは「**市町村長**」が申立てできます。

○申立てに必要な書類と金額○

詳しくは申立てする家庭裁判所に確認してください

- | | |
|----------|--|
| (1)申立書 | 必要事項を記載したもの |
| (2)申立手数料 | 収入印紙800円分（申立書に添付。内容により異なる場合があります。） |
| (3)郵送手数料 | 郵便切手3,200円程度 ※類型・各家庭裁判所により異なります。 |
| (4)登記手数料 | 収入印紙2,600円分 |
| (5)添付書類 | <ul style="list-style-type: none">①本人<ul style="list-style-type: none">・戸籍謄本、住民票又は戸籍附票各1通・成年後見に関する「登記事項証明書」又は「登記されていないことの証明書」（全国の法務局又は地方法務局の本局の発行するもの）・診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）・財産に関する資料（不動産登記証明書、預貯金及び有価証券の残高がわかる書類等）・同意書（補助開始の場合）②成年後見人等候補者<ul style="list-style-type: none">・住民票又は戸籍附票各1通（法人の場合は当該法人の商業登記簿謄本） |
| (6)鑑定費用 | 後見類型、保佐類型の場合は、原則として本人の判断能力の状況等を調べるために、医師による鑑定を行います。
鑑定を要する場合には、費用として5~10万円程度必要になります。 |

○報酬○

成年後見人、保佐人、補助人の報酬は本人の財産の中から支払われます。

（報酬については個々の事案に応じて家庭裁判所が支給の可否や金額を決定します）

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

相談・公正証書の作成は、

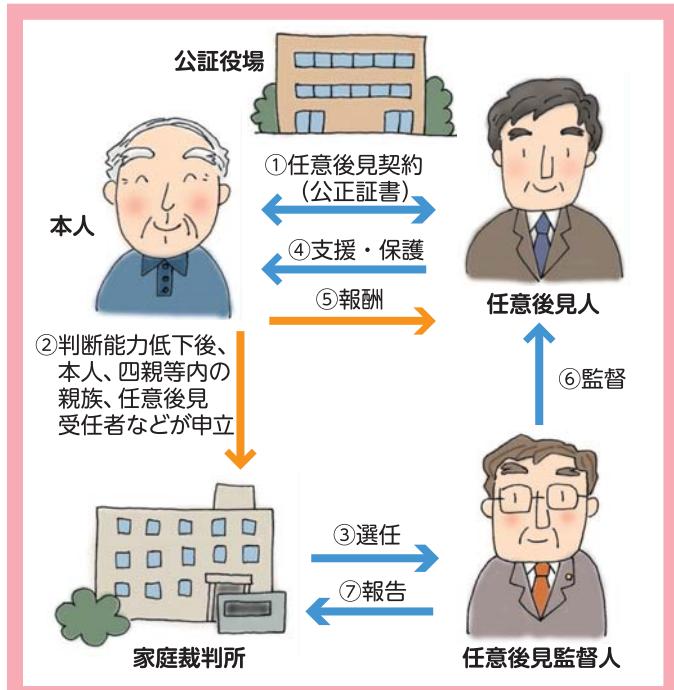
公証役場

○利用するには

本人と任意後見人で、公証人が作成する公正証書による「**任意後見契約**」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見人には任意後見契約で定められた代理権のみ与えられます。（同意権や取消権は与えられません。）



●任意後見契約に必要な書類と金額 →公証役場で作成

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| (1)公正証書作成の基本手数料 | 11,000円 |
| (2)登記嘱託手数料 | 1,400円 |
| (3)登記所に納入する印紙代 | 2,600円 |
| (4)書留郵便料 | 約540円 |
| (5)正本謄本の作成手数料 | 1枚250円×枚数 |
| (6)添付書類（発行後3か月以内のものに限る） | |
| ①本人 | ・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通 |
| ②任意後見受任者（任意後見人となる人） | ・印鑑登録証明書、住民票各1通 |
| ※内容によって土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合があります。 | |
| (7)その他 | |

●任意後見監督人選任に必要な書類と金額 →家庭裁判所に提出

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1)申立書（必要事項を記載したもの） | |
| (2)申立手数料 | 収入印紙800円分 |
| (3)郵送手数料 | 郵便切手3,200円程度
※各家庭裁判所により異なります。 |
| (4)登記手数料 | 収入印紙1,400円分 |
| (5)添付書類 | 任意後見契約公正証書の写し、それ以外は法定後見と同じ。 |

どちらの場合も、詳しくは公証役場、家庭裁判所に確認してください。

4 参考～公正証書遺言

日常生活自立支援事業も成年後見制度も、基本的には生前の財産管理や身上保護を担う制度であり、死後の財産のためのものではありません。死後の財産について本人の意思を反映するには、遺言が必要です。遺言には一般的に、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」がありますが、最も確実な方法が、「公正証書遺言」です。

相談・公正証書の
作成は、

公証役場

○利用するには

本人(遺言者)が公証役場へ行き、遺言の内容を公証人に口述し、それを公証人が筆記して公正証書を作成します。

○証人 公正証書遺言の作成には、2名以上の証人の立会が必要です。

※未成年者や遺言内容と利害関係のある人(推定相続人など)は証人になれません。

●公正証書遺言の作成に必要な書類

- (1)本人の印鑑登録証明書
- (2)本人と相続人との続柄がわかる戸籍謄本
- (3)相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票
- (4)遺産の内容が不動産であるときは、その登記簿謄本、固定資産評価証明書等
- (5)証人を用意する場合には、証人予定者の氏名、住所、生年月日及び職業のメモ



詳しくは公証役場に確認して下さい。

●公正証書作成の手数料

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
3億円まで、5,000万円ごとに	13,000円加算
10億円まで、5,000万円ごとに	11,000円加算
10億円超は、5,000万円ごとに	8,000円加算

遺言の場合、目的の価額が1億円まで11,000円加算
(公証人手数料令(H5政令第224号))

●任意後見契約と公正証書遺言の作成は道内の公証役場へ

公証役場	郵便番号	住 所	電話番号
札幌大通	060-0001	札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ6階	011-241-4267
札幌中	060-0042	札幌市中央区大通西11丁目4 登記センタービル5階	011-271-4977
小樽	047-0031	小樽市色内1丁目9-1 松田ビル1階	0134-22-4530
岩見沢	068-0024	岩見沢市4条西1丁目2-5 MY岩見沢ビル2階	0126-22-1752
室蘭	050-0074	室蘭市中島町1丁目33-9 山松ビル4階	0143-44-8630
苫小牧	053-0022	苫小牧市表町2丁目3-23 エイシンビル2階	0144-36-7769
滝川	073-0022	滝川市大町1丁目8-1 滝川産経会館3階	0125-24-1218
函館合同	040-0063	函館市若松町15-7-51 函館北洋ビル5階	0138-22-5661
旭川合同	070-0036	旭川市6条通8丁目37-22 68ビル5階	0166-23-0098
名寄	096-0011	名寄市西1条南9丁目35	01654-3-3131
釧路合同	085-0014	釧路市末広町7丁目2 金森ビル	0154-25-1365
帯広合同	080-0016	帯広市西6条南6丁目3 ソネビル3階	0155-22-6789
北見	090-8509	北見市大通西2-1 まちきた大通ビル5階	0157-31-2511

5 「成年後見制度」に関する問合せ先一覧

成年後見制度の諸手続きに関する窓口

●家庭裁判所～成年後見制度の申立てに関すること、家事相談

	郵便番号	住 所	電話番号
札幌家庭裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西12丁目	011-221-7281
札幌家庭裁判所 岩見沢支部	068-0004	岩見沢市4条東4丁目	0126-22-6650
札幌家庭裁判所 室蘭支部	050-0081	室蘭市日の出町1-18-29	0143-44-6733
札幌家庭裁判所 小樽支部	047-0024	小樽市花園5-1-1	0134-22-9157
札幌家庭裁判所 滝川支部	073-0022	滝川市大町1-6-13	0125-23-2311
札幌家庭裁判所 浦河支部	057-0012	浦河町常盤町19番地	0146-22-4165
札幌家庭裁判所 岩内支部	045-0013	岩内町字高台192-1	0135-62-0138
札幌家庭裁判所 苫小牧支部	053-0018	苫小牧市旭町2-7-12	0144-32-3295
札幌家庭裁判所 夕張出張所	068-0411	夕張市末広1-92-16	0123-52-2004
札幌家庭裁判所 静内出張所	056-0005	新ひだか町静内こうせい町2-1-10	0146-42-0120
函館家庭裁判所	040-8602	函館市上新川町1-8	0138-38-2370
函館家庭裁判所 江差支部	043-0043	江差町字本町237番地	0139-52-0174
函館家庭裁判所 松前出張所	049-1501	松前町字建石48番地	0139-42-2122
函館家庭裁判所 八雲出張所	049-3112	八雲町末広町184番地	0137-62-2494
函館家庭裁判所 寿都出張所	048-0401	寿都町字新栄町209番地	0136-62-2072
旭川家庭裁判所	070-8641	旭川市花咲町4丁目	0166-51-6251
旭川家庭裁判所 名寄支部	096-0014	名寄市西4条南9丁目	01654-3-3331
旭川家庭裁判所 紋別支部	094-0006	紋別市潮見町1-5-48	0158-23-2856
旭川家庭裁判所 留萌支部	077-0037	留萌市沖見町2丁目	0164-42-0465
旭川家庭裁判所 稚内支部	097-0002	稚内市潮見1丁目3番10号	0162-33-5289
旭川家庭裁判所 深川出張所	074-0002	深川市2条1番4号	0164-23-2813
旭川家庭裁判所 富良野出張所	076-0018	富良野市弥生町2-55	0167-22-2209
旭川家庭裁判所 中頓別出張所	098-5551	中頓別町字中頓別166-5	01634-6-1626
旭川家庭裁判所 天塩出張所	098-3303	天塩町新栄通7丁目	01632-2-1146
釧路家庭裁判所	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154-41-4171
釧路家庭裁判所 帯広支部	080-0808	帯広市東8条南9丁目1番地	0155-23-5141
釧路家庭裁判所 網走支部	093-0031	網走市台町2丁目2-1	0152-43-4115
釧路家庭裁判所 北見支部	090-0065	北見市寿町4丁目7-36	0157-24-8431
釧路家庭裁判所 根室支部	087-0026	根室市敷島町2丁目3	0153-24-1617
釧路家庭裁判所 本別出張所	089-3313	本別町柳町4	0156-22-2064
釧路家庭裁判所 遠軽出張所	099-0403	遠軽町1条通北2丁目3-25	0158-42-2259
釧路家庭裁判所 標津出張所	086-1632	標津町北2条西1丁目1-17	0153-82-2046

●登記事項証明書の交付について

■道内の証明書交付窓口

	郵便番号	住 所	電話番号
札幌法務局本局	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎内	011-709-2311(代表)
函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎内	0138-23-9526
旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎内	0166-38-1165
釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10丁目3番地 釧路合同庁舎内	0154-31-5015

■郵送による交付請求の場合

東京法務局 民事行政部後見登録課 **03-5213-1360** (成年後見登記関係)

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

※オンラインによる交付請求は、申請者の登録等が必要となります。詳しくは、法務省ホームページにて確認して下さい。

■法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/>

●北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

社会福祉の相談援助専門職である社会福祉士が、相談、制度利用のコーディネート、手続きに関する支援・成年後見人等の紹介、他機関の紹介、成年後見人等の受任までの一貫した支援を行います。

■札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7 4階
北海道社会福祉士会事務局内

☎011-213-1313
✉011-213-1314
✉info@hokkaido-csw.or.jp

相談日 毎週月～金曜日
(年末年始・祝祭日を除く)
相談時間 9:30～12:00/13:00～16:30
相談料金 電話・来所相談は無料
訪問相談は、1時間2,000円+交通費実費

●札幌司法書士会 成年後見・任意後見相談センター

司法書士が成年後見・任意後見について電話で相談を受け付けています。

成年後見制度を柱に、任意後見から遺言の執行までをトータルに支援します。

■札幌司法書士会
札幌市中央区南1条東1丁目3番地 パークイースト札幌2階
ホームページ <https://sapporo-shiho.or.jp/>

☎011-522-6078

相談日 毎週月～金曜日
(年末年始・祝祭日、お盆期間を除く)
相談時間 12:00～15:00
相談料金 相談料は無料
ただし、通話料は相談者負担

●札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」

札幌弁護士会に所属する弁護士のうち、高齢者・障がい者問題について専門的な知識を有する弁護士が、法律相談を通して、高齢者・障がい者の方々を法的に支援します。
相談結果に応じて、その後も弁護士が依頼を受けて、財産管理支援および任意後見業務、成年後見制度の申立手続の代理等を行います。

■札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 1階
■札幌弁護士会 ホームページ <https://www.satsuben.or.jp/>

■予約受付

☎011-242-4165 (専用ダイヤル)

(月～金曜日(祝祭日除く) 10:00～12:00、13:00～16:00)

■法律相談(予約制)

(来館相談) 45分 無料

毎週月・水・金曜日 13:30～15:00

(出張相談) 60分 11,000円 (消費税・交通費込)

(実施地域は札幌市内のみ)

※生活保護世帯については相談料免除

●北海道弁護士“ホッと”ライン

高齢者・障がい者問題に取り組む弁護士が、本人や家族、支援者(福祉関係者等)のお悩みに電話法律相談を行っています。
電話相談の上で面接が必要な場合は、旭川弁護士会、釧路弁護士会、札幌弁護士会、函館弁護士会にて面接相談をいたします。
(原則有料) 札幌弁護士会の来館相談は無料。

■北海道弁護士会連合会
札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 7階

■高齢者・障がい者のための無料電話法律相談

☎011-251-7707

相談日 毎週月・木曜日
(祝祭日を除く)

相談時間 13:00～15:00



北海道内の日常生活自立支援事業の相談窓口

◎相談受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

●北海道地域福祉生活支援センター（実施主体：北海道社会福祉協議会）

名 称	住 所	電話番号
本 部	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内	011-290-2941

●地域センター

お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

住所・電話番号は「北海道地域福祉生活支援センター」のホームページをご覧ください。

https://www.hokkaidoshakyo.jp/chiiki_seikatsushien/window.html



あなたのお住まいの相談窓口

«第17版・令和7年3月発行»

発行：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会・北海道地域福祉生活支援センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内

TEL：011-290-2941 FAX：011-251-6156

